

美祢市監査告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査（財務監査12月～2月実施分）の結果に対する措置状況を次のとおり公表する。

令和5年4月25日

美祢市監査委員 重村 暢 之
同 荒山 光 広

令和4年度定期監査（財務監査12月～2月実施分）の結果に対する措置状況

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査）

2 監査の実施場所及び日程

場所 監査委員事務局及び現地

日程 令和4年12月21日から2月13日まで

3 監査結果及び措置状況

別紙のとおり

【指導事項】

(綾木公民館)

内容	措置状況	対応状況
【業務委託について】 業務委託において完成写真はあるもの完了届の提出がなされていなかった。	措置済み	完了届提出済みです。 今後、事業完了時には完了報告書を提出させます。

【指導事項】

(真長田公民館)

内容	措置状況	対応状況
【委託業務契約について】 シルバー人材センターへ環境整備委託業務が随契第2号により契約されていた。	実施中	今後、シルバー人材センターの随意契約を3号で対応する。
【委託業務について】 防犯サービス委託業務において、長期継続契約の記載がなかった。	実施中	今後、長期契約については適宜長期継続契約へ変更する。

【指導事項】

(淳美小学校)

内容	措置状況	対応状況
【郵券について】 郵券台帳の集計（計算）が間違っていた。	措置済み	計算誤りが有った箇所の修正をした。 月末時点でExcelに入力したデータを出力し綴じている。

【指導事項】

(厚保中学校)

内容	措置状況	対応状況
【歳入金の取扱いについて】 学校施設使用料について、平成31年3月分を平成31年4月分（翌年度）の歳入として収納処理していた。	措置済み	既に手続きは公民館に移行しているので、今後は公民館の対応になります。